2022年12月22日

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概　要

１．法人名等

法　　人　　名	学校法人跡見学園
法　人　代　表　者	山崎　一穎
担　　当　　部　　署	企画室
お　問　合　せ　先	03-3941-8161(代表)

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守」	1−1	「遵守」
2.公共性の確保	「遵守」	2−1	「遵守」
		2−2	「遵守」
3.信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3−1	「遵守」
		3−2	「遵守」
		3−3	「遵守」
4.継続性の確保	「遵守」	4−1	「遵守」
		4−2	「遵守」

３．遵守状況の確認フロー図

①常務理事会（対応方針）
②経営会議（対応方針）
③対応方針に基づき担当部署による遵守状況確認・報告書作成
④常務理事会（遵守状況の審議承認）
⑤経営会議（遵守状況の審議承認）

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則１－１　教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。」を総合的に判断し達成していると判断している。 なお、実施項目（重点事項を達成するための具体的項目）についての特記事項は次のとおりである。 実施項目1-1① 「中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。」 ⇒中期計画策定に関する手順の定めはないが、学園のガバナンスを機能させるために必要と思われるステップ（学内の会議体や教職員への説明会・意見聴取、評議員会への意見聴取等）を踏んで現在掲げる中期計画「ATOMI PLAN 2025]を策定している。実施項目が定める学園関係者の関与・手続きと遜色ない水準と判断し、重点事項の達成判断上問題ないと評価している。 なお、次期中期計画の策定にあたっては、手順をあらかじめ決定することを予定している。

	実施項目1-1② 「中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。」 ⇒今回の中期計画が学園として初めてのものであり、関連性を明らかにすべき他の計画はない。しかしながら、中期計画の策定（あるいは変更）に際しては、各種法規法令あるいは認証評価の結果を踏まえて実施している。また、次期中期計画策定にあたっては、現在の中期計画との関連性を明らかにする予定である。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則２－１　有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。」は総合的に判断し達成していると判断している。 なお、実施項目（重点事項を達成するための具体的項目）についての特記事項は次のとおりである。 2-1⑧「留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。」 ⇒留学生の受け入れ施策の具体的進展については十分とはいえない。しかしながら、海外協定校の拡充、留学しやすい休学制度の整備等、特に留学生の派遣に関する施策について進めてきている。中期計画「ATOMI　PLAN　2025」でも「広範な空間で活躍する人材の育成（外国語教育の深化）」を掲げ、広く多様な人材の育成の観点から今後も施策を進めていくこととしている。このことから、重点事項「不断の改善サイクルによる教育研究活動の向上」を達成していると判断している。

遵守原則２－２　社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。」を達成している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則３－１　法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。」を達成している。

遵守原則３－２　理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。」を達成している。

遵守原則３－３　積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。」「会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。」を達成している。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	

遵守原則４－１　大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。」は、総合的に判断し達成できていると判断している。 なお、実施項目（重点事項を達成するための具体的項目）についての特記事項は次のとおりである。 4-1⑦「政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをＩＴの活用等により構築する。」 ⇒ITの活用による政策（事業計画）の執行状況を確認できる仕組みの構築は十分ではない。しかしながら、単年度の事業計画の進捗について、事業報告以外に中間報告を行うこととし、年度中間時点での執行状況を確認する機会を設け、評議員会、理事会、監事に報告している。これにより重点事項「評議員会、理事会、監事等の機能の実質化」を達成していると判断している。

遵守原則４－２　財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	重点事項「会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。」「会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。」を達成している。